

平成 25 年 3 月 25 日

## 中国国家标准に向けた軸組構法提案に関する日中専門家会議の結果について

一般社団法人日本木材輸出振興協会

日本木材輸出振興協会（以下「協会」という）は、関係行政、業界、企業及び賛同していただいた方々のご支援とご協力の下に、平成 22 年 8 月より「中国「木構造設計規範」国家标准への日本産木材の利用可能な構造材としての記載及び軸組構法の記載」という目標の達成に向けて、中国の関係標準・規範についての調査・情報収集、前記規範の改定委員会への加入、改定関係中国側専門家の招聘、セミナー・意見交流会の開催、日本案の作成・提案・協議などの取り組みを重ねてきた。これまでのこうした取り組みに引き続き、当協会は 3 月 19 日に独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と共同で、前記規範改定委員会の賛同を得て、四川省成都市で標記日中専門家会議を開いた。中国側の楊学兵氏（前記規範管理委員会主任、同規範改定委員会主任）、王 永維氏（同規範改定委員会技術責任者）並びに日本側の趙 川氏（当協会業務課長、同規範改定委員会委員）、神谷 文夫氏（独立行政法人森林総合研究所フェロー、セイホク株式会社技師長、ジェトロ派遣専門家）、長尾 博文氏（独立行政法人森林総合研究所室長、ジェトロ派遣専門家）、井上 俊樹氏（ジェトロ上海事務所 市場開発部（農林水産）部長）、栗山 藍氏（ジェトロ農林水産・食品部職員）、柴 媛媛氏（ジェトロ上海事務所員 市場開発部（農林水産）助理）が、同会議に出席した。

同会議において、日中双方の出席者は、日本側より提出された軸組構法に関する提案（提案本文、用語と記号、関連付録）の内容について意見交換を行った上で、前記規範における提案内容の記載等について協議した。協議の結果、双方は以下の合意に達した。

- ・ 軸組構法案は、前記規範の第 7 章「角材・原木構造」に組み入れる。現在の第 7 章の内容をまとめて 7.1 節とし、軸組構法案の基本内容を 7.2 節とすることを検討する。
- ・ 軸組構法の接合部について、第 6 章「接合部計算」（釘やボルト等の許容耐力、ネールプレート、トラス）で対応できればそのようにして欲しいと

の中国側の要望があった。

これについては、日本側から規格が整っていない木ねじ等が多用され、ねじメーカーごとに品質形状が異なるので、個々に強度を求めており、従って、一般式による対応が困難であること、また、許容耐力はともかくとしても、軸組構法では、そのほかに変形性能——特に地震時のエネルギー吸収性などを考慮した設計体系になっているので、現行の第 6 章では、対応できないことを説明した。

その結果、現在案から接合の部分を抜き出して第 6 章「接合部計算」に組み入れることで合意した。その際、現在案全部を組み入れるのではなく、基本的な接合設計のフィロソフィー、接合部の耐力の誘導方法などを記述することとした。なお、現在案の土台の継手は、中国では当たり前の接合法なので削除することで合意した。

- ・ 長さは、現行規範で例えば 1.2m となっているところを日本案では日米のモジュールを考慮して 1.22m などとしているが、これは中国のモジュールではなく中国城郷住宅建設部の審査で引っかかると考えられるので 1.2m とすることで合意した。なお、外国のモジュールを可とするために、別の箇所に許容寸法誤差の記述を設けているとの由である。
- ・ 2×4 工法では、耐震設計では、許容耐力設計となっているが、軸組の耐震・耐風設計では終局状態を考慮してエネルギー吸収性等も加味した終局設計法になっていることを日本側から説明し、王、楊両氏から個人的立場で理解を得た。これに関連する日本側の提案内容をどのように扱うかについては、現行規範の枠組、改定後の他の内容の関連性などを踏まえて検討することとした。
- ・ 日本側の提案は、単独規範並みの構成、内容となっている。提案の基本内容を前記規範の本文の条文として組み入れ、関連する内容を前記規範の「条文解釈」部分に組み入れることで合意した。
- ・ 前記規範における軸組構法の中国語名称については、日本側の提案では中国語で「框架—剪力牆結構」としているが、双方は再度協議することとした。
- ・ 前記規範改定後、設計者向けの「木構造設計手引」の改編が始まる。改編

に参画するか、中国城郷住宅建設部あて単独規範（例えば「框架—剪力牆結構技術規範」（仮名）、主に着工・完工許可審査機関向け）の策定申請を提出し、許可後2～3年をかけて規範案の作成・協議に取り組むかについて、双方は引き続き検討していくこととした。

以上の合意のほか、中国側は、これからのスケジュールを示していただいた。

時 期	主要事項
2013年3月末頃	本日の会議に基づき修正した軸組み案 提出（中国語）
4月中旬	「木構造設計規範」改定素案 印刷
4月末頃	パブコメ開始
6月末頃	パブコメ締切後、素案の修正
8月以後	改定委員会第4回会議 開催、審査委員会向けの審査申請案 準備
10月後	審査委員会 開催、中国城郷住宅部あて修正後許可申請案 提出
11月～12月	許可申請案の審査 終了
2014年6月頃	告示、施行

お問い合わせ先

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル  
 日本木材輸出振興協議会事務局（趙、杉山、小合）  
 Tel 03-5844-6275 Fax 03-3816-5062